

(仮称) 練馬区障害者の意思疎通に関する条例の検討について

(障害者のコミュニケーションについての新しいルール作りの方法やスケジュールについて)

1 障害者のコミュニケーションについての新しいルールを作る理由

聴覚障害のある人、視覚障害のある人、知的障害のある人、発達障害のある人など、その障害によって、コミュニケーション方法はいろいろあります。

練馬区では、一人ひとりに合ったコミュニケーション方法で、自分の気持ちを伝えられたり、必要な情報を得られたりすることが、暮らしやすい地域社会に近づくために必要と考えています。

そのためには、それぞれのコミュニケーション方法の大切さを区民のみなが知る機会を作ったり、いろいろなコミュニケーション方法を使えるようにする取組が必要です。そこで、新しいルール(条例)を作ることにしました。

2 ルール作りの方法

学識経験者(大学の教授など)、障害者やその家族、事業者、学校の先生、ハローワークの人などが集まって、障害者の地域生活について話し合う場である「練馬区障害者地域自立支援協議会」でルールの内容を考えます。

「(仮称)意思疎通条例検討部会」では、ルールに入れたいことやあった方がいい取組などを話し合い、「練馬区障害者地域自立支援協議会」に報告します。

3 今後のスケジュール（予定）

<令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）>

- 団体ヒアリング（障害当事者やその家族から意見を聞くこと）の実施
（令和3年4月～5月実施）
- 障害者地域自立支援協議会での検討
- 条例素案（ルールのあるまじ）の作成
- パブリックコメント（区民から意見を募集すること）の実施

<令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）>

- 第二回練馬区議会定例会に条例案の提出（議会で条例を決定する）

※条例とは

区は、より暮らしやすい地域づくりのために、法（ルール）を作ることができます。そのルールを条例と言います。条例は区議会（区民の代表である区議会議員の会議）で審議し（内容をチェックする）、決定します。